

第5次ふくい地域福祉プラン 21

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度



令和2年3月



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 地域社会を取り巻く状況・・・・・・・・	3
第3章 福祉施策の動向・・・・・・・・・・	10
第4章 第4次プランの総括と達成状況評価・・・・・・・・	13
第5章 県社協がめざす姿、めざす方向性・・・・・・・・	18
第6章 「第5次ふくい地域福祉プラン21」の推進方策・・・・・・・・	27
関係資料1 事務局職員へのアンケート 実施内容・集計結果・分析・・・	35
関係資料2 第5次プランの策定経過・・・・・・・・	36

はじめに

令和という新たな時代が始まりました。

少子・高齢化、人口減少、核家族化、単身世帯化。日本は、これまでに経験したことのない時代を迎えています。

さらに、毎年のように各地で災害が多発する中、災害ボランティアセンターをはじめ、災害時の福祉支援の活動への期待が高まっています。



地域社会の姿も大きく変わり、今後は生活に必要なサービスのすべてを公的機関だけに頼ることは難しくなることが想定されます。その意味で「自助」・「共助」・「公助」に加え、地域住民がお互いに助け合う「互助」の取り組みがきわめて重要となります。

こうした中、国や県は、すべての人が地域や暮らし、生きがいを共につくり、高め合う「地域共生社会」の実現をめざしているところです。これは、これまでの歴史において社会福祉協議会が取り組んできた「福祉のまちづくり」を具現化し、さらに推し進めることにほかなりません。

この度、本会では、この「地域共生社会」の実現に貢献すべく、今後5年間の取り組み方策を定め、「第5次ふくい地域福祉プラン21」を策定いたしました。

本会と地域福祉に関わるすべての方々とこの計画を共有し、基本理念である“誰もが身近な地域でその人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現”に向けて、一丸となって事業・実践を展開してまいりますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
会 長 小 藤 幸 男

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

社会福祉法人福井県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）では、事業活動や組織強化の方向性を示す「ふくい地域福祉プラン」（地域福祉の推進に向けて県民、関係者との協働活動を計画化する「地域福祉活動計画」。以下、「プラン」という。）を策定し、活動に取り組んでいます。

県社協の創設 50 周年（平成 13（2001）年）を機に策定に取り組み、これまで下記の推進期間を経て改訂してきました。

第1次プラン	平成 14（2002）年度から平成 18（2006）年度まで（5 年間）
第2次プラン	平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度まで（3 年間）
第3次プラン	平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度まで（5 年間）
第4次プラン	平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度まで（5 年間）

令和元（2019）年度に現在の第4次プランの推進期間が最終年度を迎えるにあたり、第5次プランの策定が必要となりました。

この間、人口減少や少子高齢化が進み、介護・保育人材不足や老老介護、介護離職等、高齢者介護に関わる課題がクローズアップされています。また、社会的孤立や経済的に困窮する状態にある生活困窮・困難者への支援といった課題も依然として存在していることに加え、8050問題や子どもの貧困といった新たな課題も顕在化しています。

これらの課題に対し、国や県においては、制度・分野ごとの「縦割り」対応や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体による参画のもと、人と人、人と資源が世代や分野を横断してつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいが尊重される「地域共生社会」の実現を掲げ、各種の改革に取り組むこととしています。

この計画は、第4次プラン推進期間において顕在化した諸課題や今日の社会情勢の変化、国の政策動向を踏まえ、本会の基本理念である「誰もが身近な地域でその人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現」を目指した活動を、県民、関係者との協働ですすめていくために、どのような考えで、何を実現しようとするのか、その方向性を示したものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、福井県が策定する「福井県地域福祉支援計画」はもとより、社会保障制度改革、介護保険制度改革、子育て支援施策、生活困窮者支援施策、社会福祉法人制度改革等、福祉・保健・医療・教育等に関わる施策の動向と整合を図りながら、本県における地

域福祉活動や事業を総合的に推進する計画とします。

また、この計画は、すべての県民、関係者の共通の行動指針としても位置づけます。

3 計画期間

第5次プランの推進期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。なお、期間の中間にあたる令和4（2022）年度には、取組みの進捗状況や成果・課題を点検し、必要に応じて計画を見直します。

また、推進期間中に、社会情勢や福祉動向に大きな変化が生じた場合にも、的確に対応し、必要に応じた計画の見直しを行います。

4 計画の策定方法

プランの策定にあたっては、県社協内に事務局職員で構成するプロジェクトチームを設置し、各課所による第4次プランの総括と課題の整理、第5次プランに向けての取組みの方向性の検討作業等を行うとともに、市町社会福祉協議会、障がい当事者団体、種別を横断した福祉事業者で構成される社会福祉法人経営者協議会のほか、福井県健康福祉部地域福祉課等の関係者からの意見、パブリックコメントをもとに策定しました。（策定経過は36ページ参照）

5 評価指標の設定

第5次プランでは、取組みの方向性として掲げる「基本目標」を達成するため、「推進方策」と、進行管理の指標として掲げた「達成目標」によって、プランの推進期間中および最終的な評価を行っていきます。

第2章 地域社会を取り巻く状況

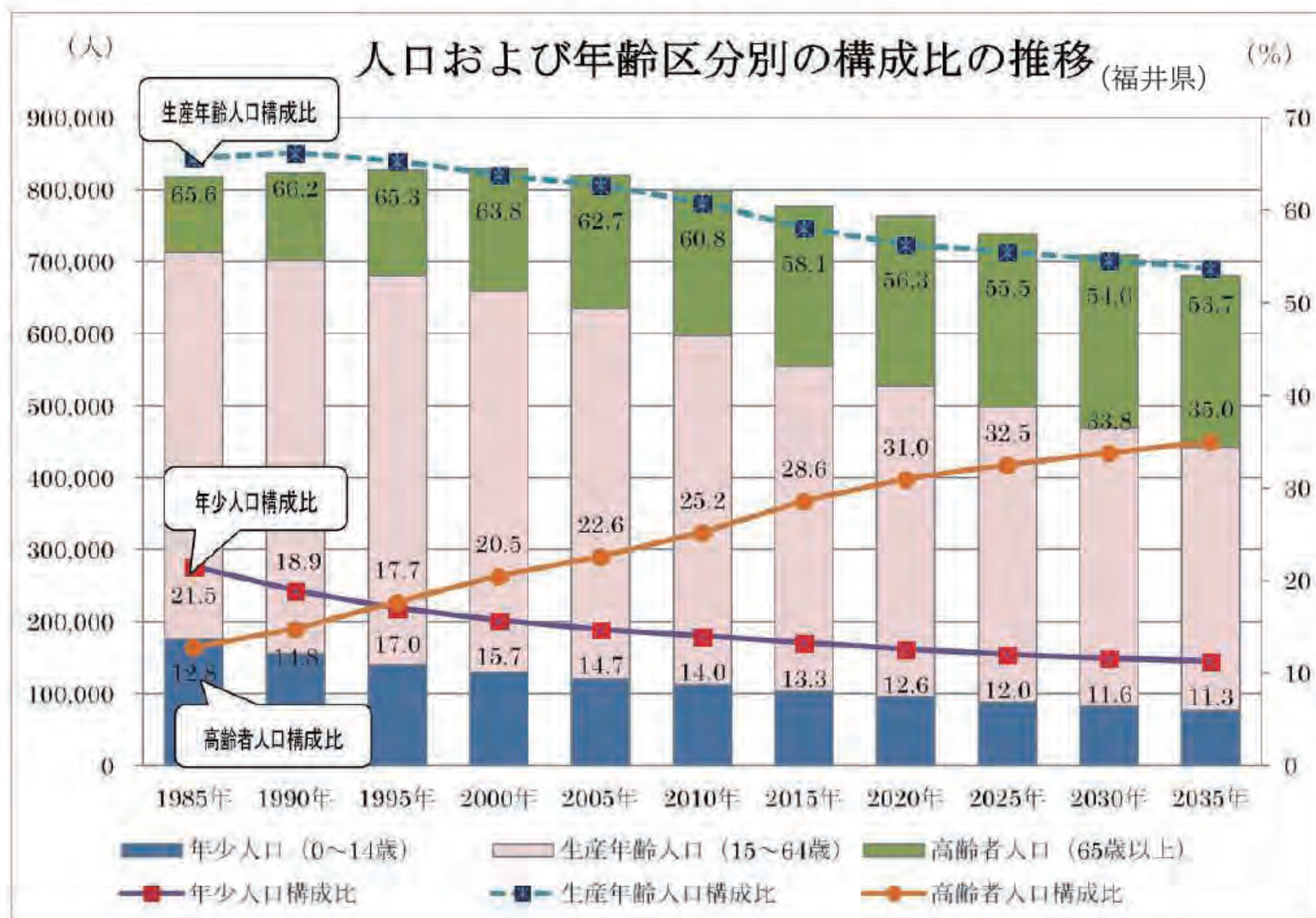
1 少子高齢社会、人口減少社会の到来

総務省統計局の人口推計によると、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2,625 万 4 千人で、前年同月比で 24 万 8 千人減少しています。今後も減少傾向が続く、令和 47（2065）年には 9,000 万人を割り込むものと推計されています。

また、高齢者人口（65 歳以上）は 3,575 万 2 千人で、人口に占める割合が 28.3% と高く、これがさらに増加して、令和 7（2025）年にはピークを迎える見込みです。

一方、年少人口（15 歳未満）は 1,532 万人で、人口に占める割合は 12.1% と過去最低となり、昭和 57（1982）年から連続して減少しているなど、今後も少子高齢化が加速度的に進行していくことが見込まれています。

福井県においても同様に、人口が平成 11（1999）年をピークに年々減少する一方、高齢者人口は令和 12 年（2030）年まで増え続ける見込みとなっています。平成 31（2019）年 4 月現在の高齢化率は 30.5% と、全国平均を上回っています。また、推計では、令和 17 年（2035）年の高齢化率は 35.0% に達するなど、高齢化は今後も進展すると見込まれています。



(福井県)

	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
総人口	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	764,000	738,000	709,000	680,000
高齢者人口	104,794	121,940	146,728	169,489	185,501	200,942	222,408	237,000	240,000	240,000	238,000
生産年齢人口	536,679	545,297	539,592	529,017	513,858	485,409	451,409	431,000	410,000	387,000	365,000
年少人口	176,135	155,998	140,593	130,143	120,745	112,192	102,986	96,000	88,000	82,000	77,000

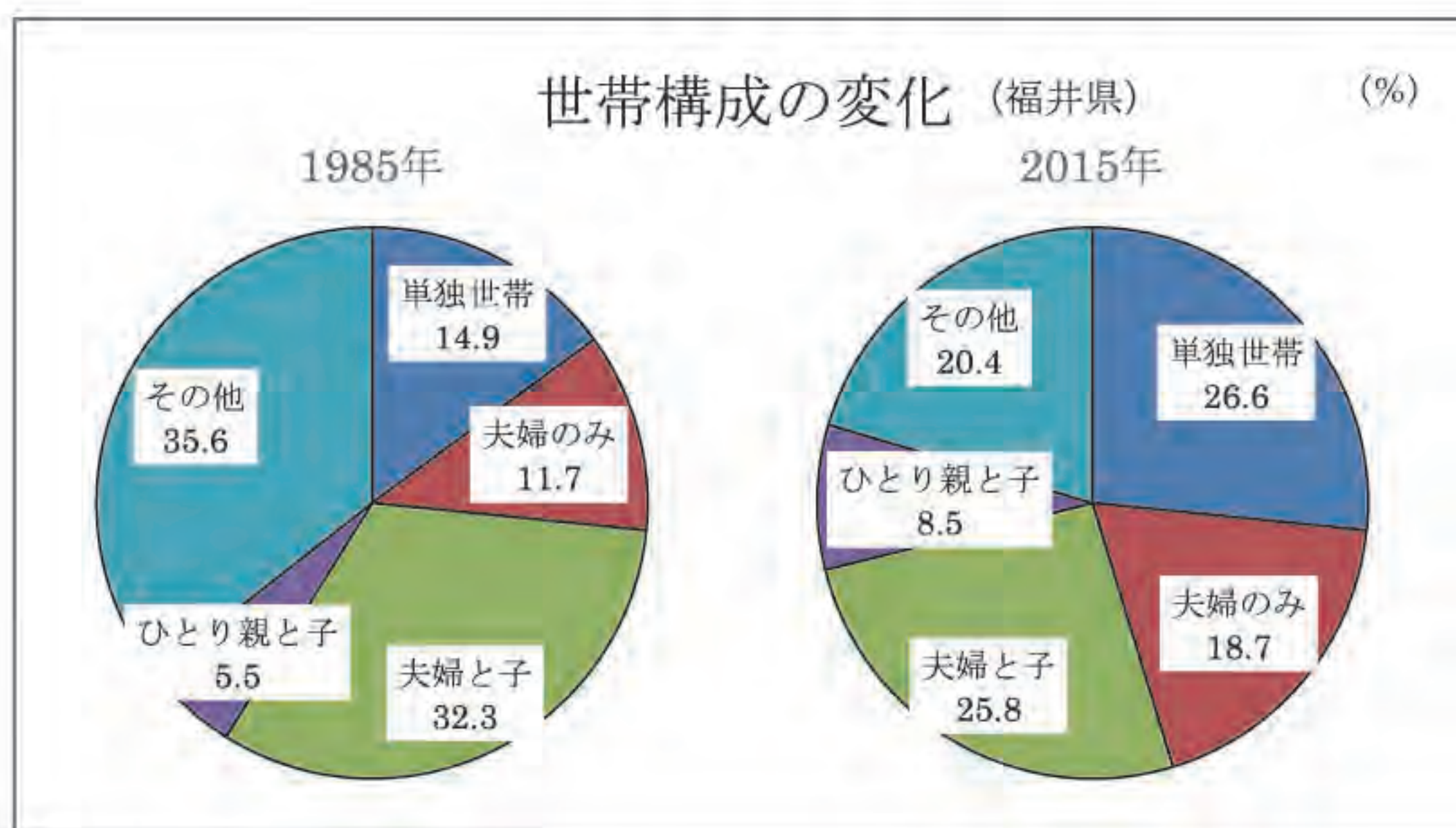
(2020 年以降は推計値)

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

2 世帯構成の変化

本県の世帯構成をみると、全世帯の中で単独世帯の割合が最も高く、これを昭和 60 (1985) 年と平成 27 (2015) 年で比較すると、単独世帯や夫婦のみ世帯の割合は 1.7 倍になっています。

また、単独世帯や 2 人世帯が増加しているため、一世帯当たりの人数も減少傾向にあります。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

国勢調査によると、平成 27 (2015) 年における本県の三世帯同居率は 15.0%であり、全国平均の 5.7%に比べて約 3 倍、全国 2 番目の高さです。しかしながら、この割合も昭和 60 (1985) 年の 30.6%の約半分であることから、本県においても核家族化が進んでいることがわかります。

今後、家族のあり方や働き方が多様化することで、福祉ニーズがますます多様化・複雑化していくことが見込まれます。

〈家庭介護をめぐる問題の深刻化〉

平均寿命の延伸、高齢化の進展で、高齢者介護は誰もが直面する共通の問題になっています。

特に核家族化に伴い、高齢者が高齢者を介護する状態、いわゆる「老老介護」の問題を抱える世帯も増加しています。

また、老老介護とともに介護負担を増大させる要因の一つに、認知症への対応があります。認知症の出現率は高齢になるほど高くなり、80～84 歳では 24.4%、85 歳以上では 55.5%とされています（「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業））。また、1 人で複数人の介護を迫られる「多重介護」、子育てと介護を同時期に行わねばならない「ダブルケア」の問題も指摘されています。

家庭での介護負担の増大は心理的・身体的にも負担が大きく、それが介護離職や社会的な孤立につながるだけでなく、虐待や介護放棄等の要因にもなっていることから、介護負担の軽減や介護の孤立化を防ぐための取組みが求められています。

〈子どもの貧困、貧困の連鎖〉

ひとり親世帯の増加や親の就労状況・雇用形態の多様化により、子育て家庭の経済的格差が問題となっています。

国によると、子どもの貧困率は、平成27（2015）年時点では13.9%で、およそ7人に1人が「相対的な貧困」の状態にあるとされています。「相対的な貧困」とは、平均的な所得の世帯の半分に満たない所得レベルで生活しているという状態です。

そして、「相対的貧困」の世帯では、「物」や「人とのつながり」、「教育・経験の機会」等が奪われていることが指摘されています。

また、親の経済的困難が、子どもの学歴や就業機会において、さまざまな不利益や影響を与え、このハンディキャップが大人になっても影響するなど、次の世代に引き継がれていく「貧困の連鎖」という問題も生じています。

〈中高年ひきこもりの増加、8050問題〉

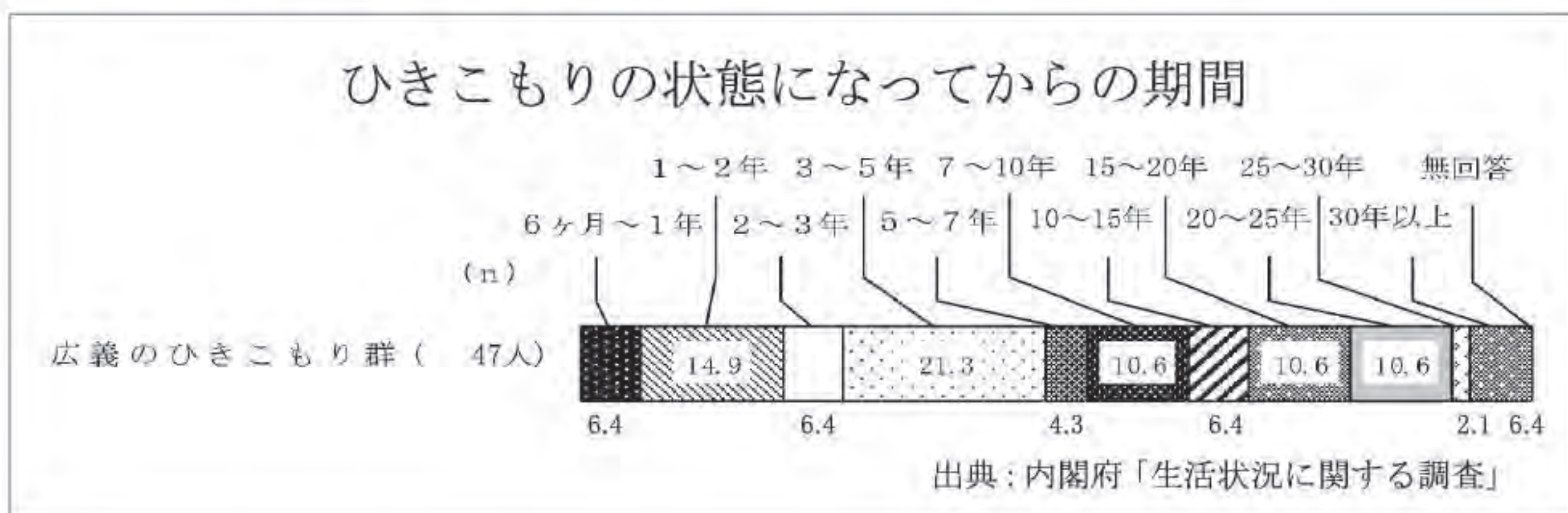
従来、ひきこもりは青少年・若年期の問題と考えられてきましたが、その長期化・高年齢化という問題が新たに浮かび上がってきました。

平成 30（2018）年度に内閣府が 40～64 歳の中高年層を対象に実施した「生活状況に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は全国で推計 61 万 3 千人に上ります。15～39 歳を対象とした調査では 54 万 1 千人との推計もあり、これらを合わせるとひきこもりの状態にある人は全国で 100 万人を超えています。

また、ひきこもりの期間は「3～5 年」が 21.3%と最も多くなっていますが、「7 年以

上」と答えた人も半数を占めています。

さらに、ひきこもりの状態になるきっかけとしては、「退職したこと」が36.2%と最も多く、「人間関係がうまくいかなかった」、「病気」とする回答が21.3%、「職場になじめなかった」が19.1%となっています。



加えて、ひきこもりの長期化に伴って、50代前後で働いていない独身の子どもを80代前後の高齢の親が養い続けている「8050世帯」も増加する傾向にあります。

親が独身の子を生活・経済の両面で援助していても、いったん経済的な問題や健康問題等が生じれば、世帯内のバランスが崩れ、たちまち世帯全体が困窮に陥る可能性も高まります。こうした状況は、高齢の単独世帯等の状況とも異なるため支援の手が届きにくく、社会的に孤立しやすいという問題があります。

3 産業を支える人材不足と人材の多様化

福井県就業実態調査によると、本県における15歳以上人口は約66万人で減少傾向にあります。労働力人口や就業者数は横ばいとなっています。

完全失業率は低下傾向にありますが、有効求人倍率は約2倍と、求人が求職を大きく上回っています。



深刻な人材不足が進む中、中小規模の事業者や福祉・介護分野においても外国人材の活用が進んでいます。

厚生労働省によると、日本で就労する外国人は平成 30（2018）年 10 月末時点で 146 万人おり、過去最多となっています。

また、福井県内で就労する外国人介護職員数は平成 30（2018）年 10 月 1 日時点で 116 人と、こちらも増加しています。

特に外国人就労者等に対しては、文化や生活習慣の違いから、生活面での支援も必要となることから、今後は多様な価値観を持つ人とどのように共生社会を構築していくかも重要な課題です。

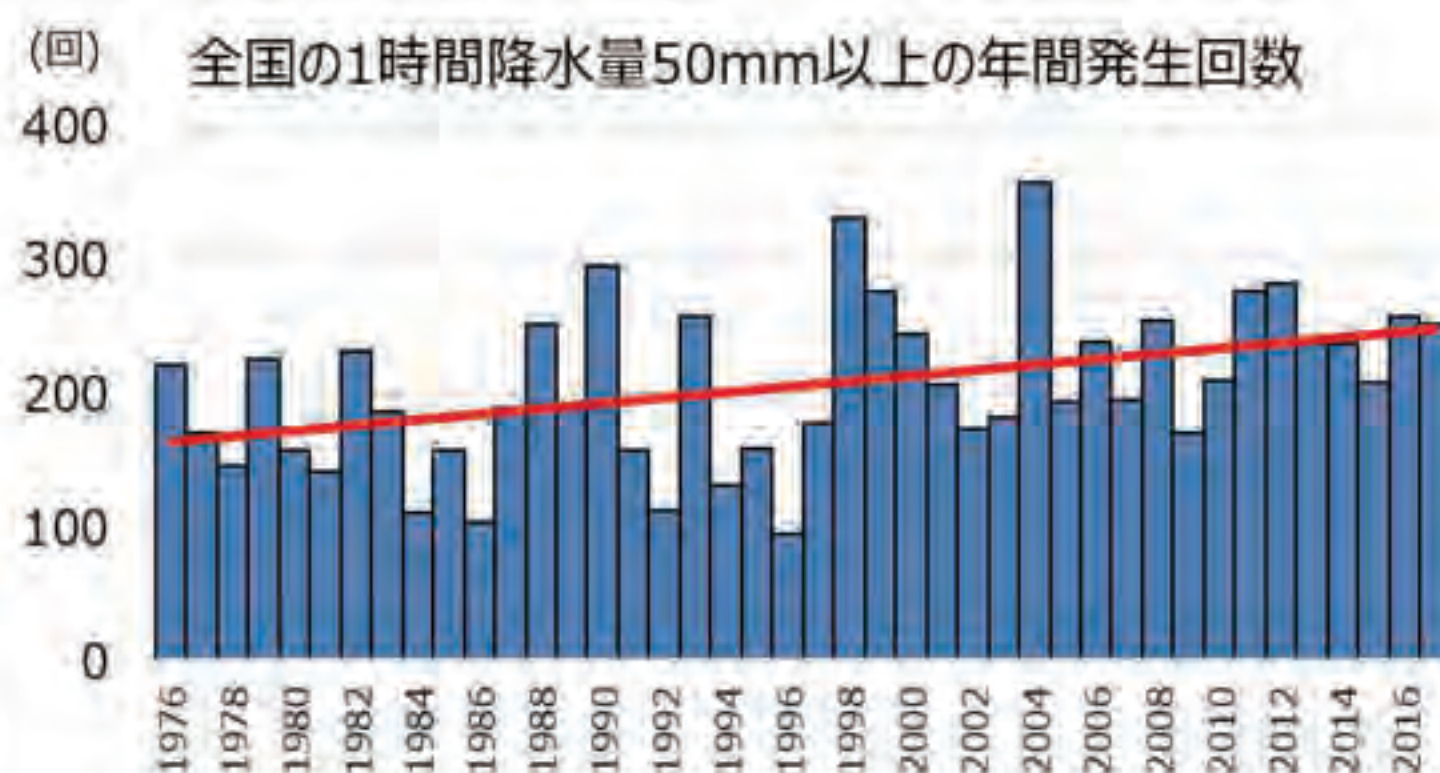
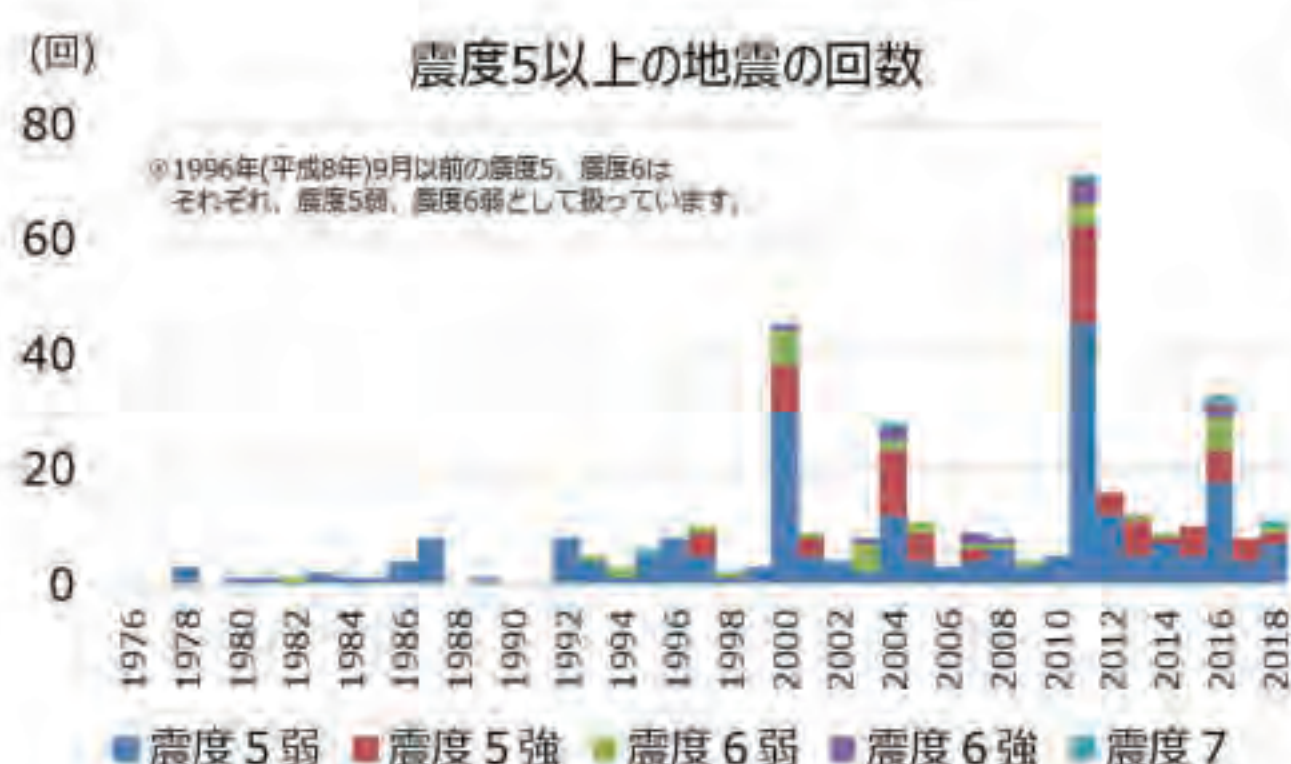
一方、障がい者の雇用はさまざまな施策の推進により着実に進展しています。しかし、障がい者雇用の水増し問題がクローズアップされたり、職場環境が合わないなどの理由で離職するケースが見られたりするなど、障がい者が安心して働くことができる環境づくりという点でも、労働と福祉の両面からのサポートが必要となっています。

4 自然災害の大規模化・広域化

近年、日本では甚大な被害をもたらす自然災害が相次いで発生しています。

災害を想定し、日ごろから「コミュニティ」づくりの視点で災害対策を意識することが重要になっています。

特に、自助・互助・共助・公助のうち、地域住民が互いに支え合う「互助」の力を高めることは、地域の安心・安全の基盤をつくることにもつながります。災害が発生した時にその被害の拡大を防ぐために身を守る「自助」とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら防災活動に取り組んでいく「互助」をどう具体化していくかが課題です。



出典：経済産業省「平成 30 年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2019）」

災害救助法が適用された近年の災害一覧

年度	災害の内容	年度	災害の内容
平成 26 年	平成 26 年台風第 8 号	平成 29 年	平成 29 年 7 月九州北部豪雨
	平成 26 年台風第 12 号		平成 29 年 7 月 22 日からの大雨
	平成 26 年台風第 11 号		平成 29 年台風第 18 号
	平成 26 年 8 月 15 日からの大雨		平成 29 年台風第 21 号
	平成 26 年 8 月 19 日からの大雨		平成 30 年 2 月 4 日からの大雪
	御岳山噴火による被害		平成 29 年度豪雪
	長野県神城断層地震	平成 30 年	平成 30 年大阪府北部を震源とする地震
	12 月 5 日からの大雪		平成 30 年 7 月豪雨
平成 27 年	口永良部島噴火		平成 30 年 8 月 30 日からの大雨
	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	令和元年	平成 30 年北海道胆振東部地震
	平成 27 年台風第 21 号		令和元年 8 月の前線に伴う大雨
平成 28 年	平成 28 年熊本地震		令和元年台風第 15 号の影響による停電
	平成 28 年台風第 10 号		令和元年台風第 15 号に伴う災害
	平成 28 年鳥取県中部地震		令和元年台風 19 号に伴う災害
	平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災		

出典：内閣府「災害救助法の概要（令和元年度）」

5 地域支え合い機能の低下

地域の公共を担ってきた自治会や町内会等の地縁組織は、地域の人口や世帯人数の減少、高齢化による担い手不足、地域のつながりの低下により加入率が減少し、平成30（2018）年度には、県内で初めて自治会の解散がみられるなど、組織の基盤や活動の維持に影響が出始めています。



出典：第3次福井市地域福祉計画



昨年末に自治会が解散した福井市東俣町＝11日(横山崇仁撮影)

福井の2自治会解散

県内初 高齢化、負担重く

「東俣町」「乾徳10」

福井市東俣町と乾徳10の自治会が、昨年末に解散した。県内初となる。高齢化が進み、財政負担が重くなったことが原因とされている。

東俣町の自治会は、高齢者の割合が約30%に達している。また、町内には多くの高齢者が一人暮らしで、家族のサポートが受けられないケースが多い。乾徳10の自治会も、高齢者の割合が約25%に達している。また、町内には多くの高齢者が一人暮らしで、家族のサポートが受けられないケースが多い。

両自治会の解散は、県内初となる。県内では、これまで多くの自治会が合併や再編を行っているが、解散は初めてのことである。

両自治会の解散は、県内初となる。県内では、これまで多くの自治会が合併や再編を行っているが、解散は初めてのことである。



自治会が解散した東俣町と乾徳10の位置関係を示す地図。

役職担えず苦渋の選択

自治会長の任期満了に伴い、後継者がいないという苦渋の選択が迫られた。自治会員の高齢化が進み、役職を担えない人が増えていることが原因とされている。

東俣町の自治会では、後継者がいないという苦渋の選択が迫られた。自治会員の高齢化が進み、役職を担えない人が増えていることが原因とされている。

乾徳10の自治会でも、後継者がいないという苦渋の選択が迫られた。自治会員の高齢化が進み、役職を担えない人が増えていることが原因とされている。



内山秀樹・仁愛女短大教授

若者地元離れで悪循環

若者の地元離れが進み、自治会の運営が難しくなっている。若者が地元を離れることで、自治会の運営が難しくなっている。若者が地元を離れることで、自治会の運営が難しくなっている。

若者の地元離れが進み、自治会の運営が難しくなっている。若者が地元を離れることで、自治会の運営が難しくなっている。

若者の地元離れが進み、自治会の運営が難しくなっている。若者が地元を離れることで、自治会の運営が難しくなっている。

出典：福井新聞 平成31年1月12日
(福井新聞社提供)

地域コミュニティの衰退は、災害時も含め、いざというときの助け合い、支え合い機能の脆弱化にもつながります。

地域コミュニティの活性化を図りながら、お互いに支え合うネットワークづくりをさらに進める必要があります。あわせて、ネットワークから外れた人たちを取りこぼさないようにすることや、支援が必要にもかかわらず声を出せない人たちを早期に発見し、支援につないでいく仕組みづくりをどのようにすすめていくかも課題です。

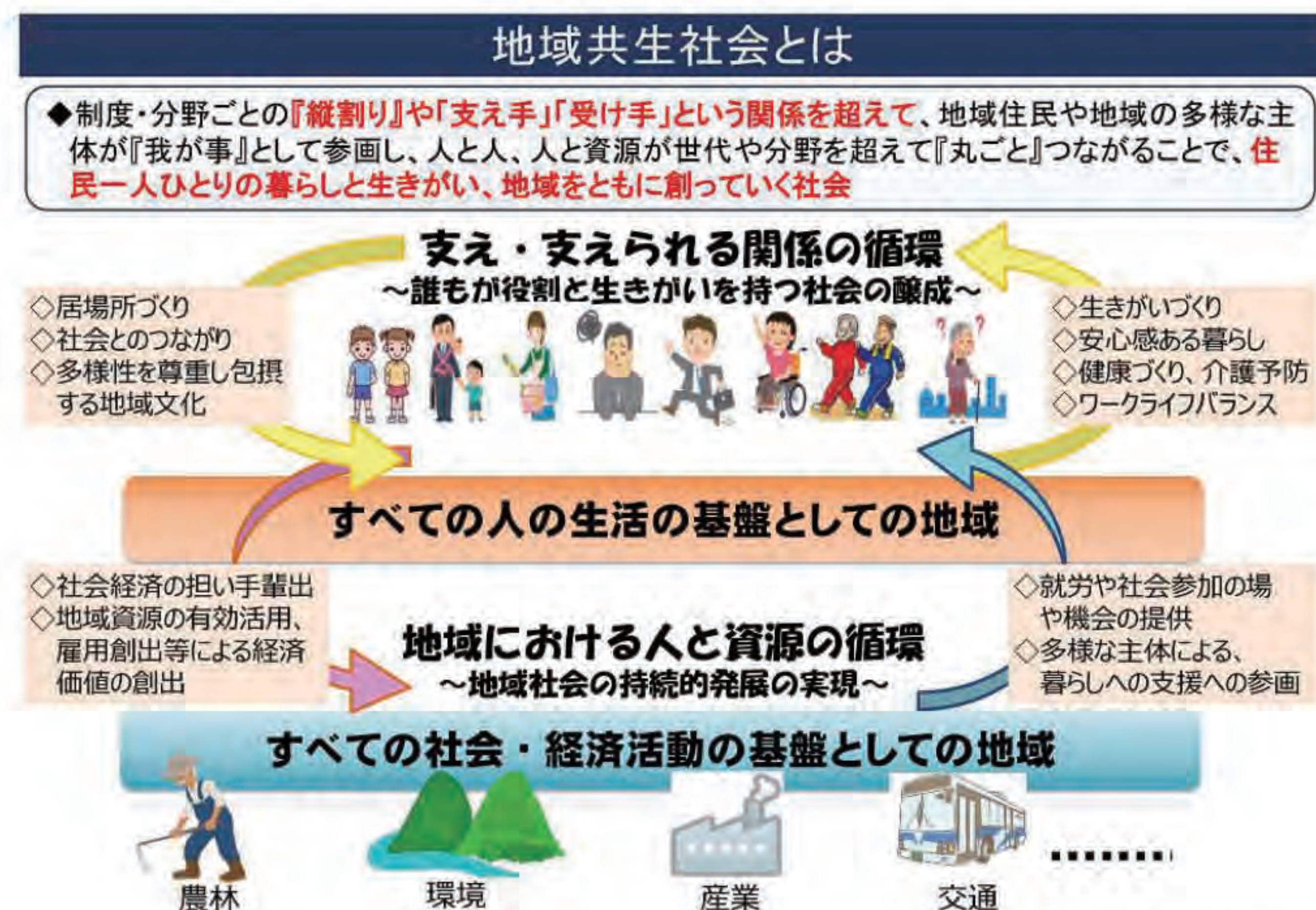
第3章 福祉施策の動向

国や県では、「地域共生社会」の実現に向け、すべての人がそれぞれに役割や出番を持ち、自分らしく活躍できる地域づくりを、住民と専門職との「協働」で推進していく福祉施策を展開しています。

1 「地域共生社会」の実現

現在、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28（2016）年6月2日閣議決定）や「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29（2017）年2月7日、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を基本コンセプトとする改革を進めています。

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手側」と「受け手側」という画一的な関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体の誰もが役割を持ち、「我が事」として地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野、課題を超えて「丸ごと」つながりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがいが尊重される社会の実現をめざしています。

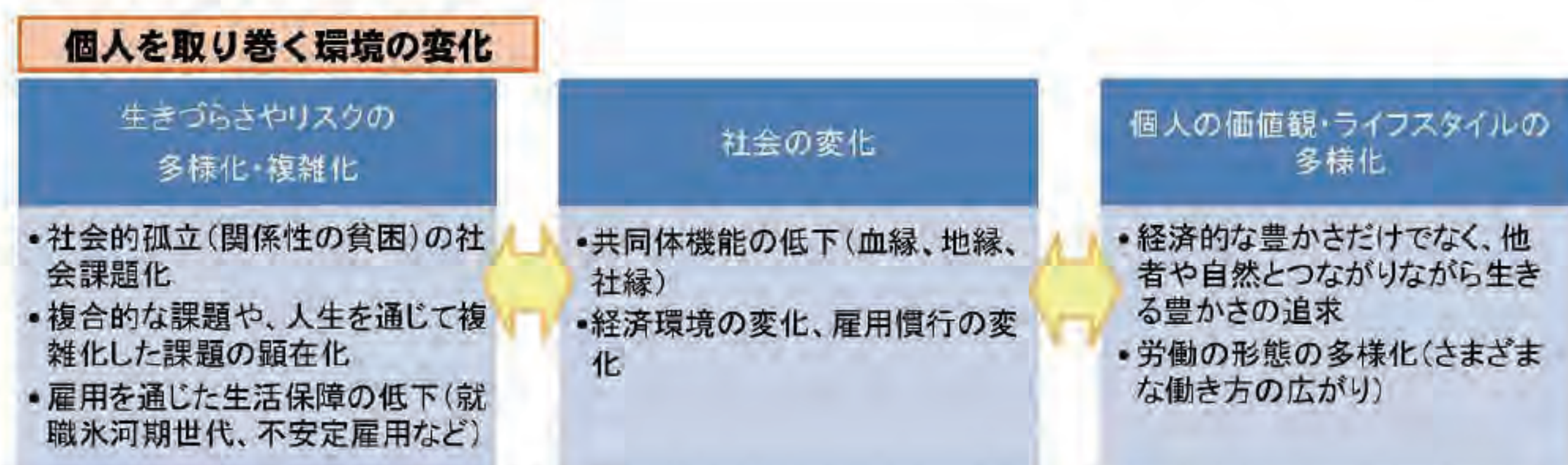


出典：厚生労働省

2 包括的な支援体制の整備

これまでの日本の福祉政策によって、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展がみられ、生活保障やセーフティネットの確保が進展しました。一方で、支援の仕組みが対象者別に組み立てられたことで、「8050問題」、「多問題家庭」等の複合的ニーズに柔軟に対応できなかったり、人生を通じ一貫した支援が受けられなかったりといった課題が顕在化しています。

また、個人を取り巻く環境も変化し、生きづらさやリスクが多様化・複雑化している状況を踏まえると、一人ひとりが尊重され、複雑で多様な問題を抱えながらも社会との多様な関わりを保ち、自律的な生活が続けられるような支援機能の強化が求められます。



出典：令和元年5月28日第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・施策・協働の推進に関する検討会資料

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)(令和元年6月21日閣議決定)においては、「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する」として、「断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示されました。

さらに、「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」(令和元(2019)年12月26日)でも、「今後、対人支援において、それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)により具体的な課題解決を目指すアプローチとともに、つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)を両輪として組み合わせること」を求めています。

そして、市町村における包括的な支援体制の構築に向け、以下の3点で新たな事業の創設を示しています。

- ① 断らない相談支援……………本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援……………本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援

- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の点から、包括的な支援体制の構築には、専門職による支援だけにとどまらず、地域住民がお互いを知り、気にかけて合う関係性を土台にすすめるセーフティネットづくりが必要であることがわかります。

3 県・市町における地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」と、第 108 条に規定される「都道府県地域福祉支援計画」からなります。

平成 29（2017）年の社会福祉法の一部改正により、市町村および都道府県に策定の努力義務が課されるとともに、福祉各分野に共通する事項を定め、各福祉計画の上位計画に位置づけられました。

「福井県地域福祉支援計画」では、障害者福祉計画、老人福祉計画、元気な子ども・子育て応援計画などの個別計画との連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関わる事項や個別計画では対応しにくい事項について、地域福祉の視点から横断的、総合的に取り組みを整理しています。

第4章 第4次プランの総括と達成状況評価

第5次プランの策定にあたり、第4次プランの5年間の推進期間（平成27（2015）年度から令和元（2019）年度）の取組み成果と課題を整理するための評価を行いました。

第4次プランでは、基本計画として4つの「活動の柱」があり、これに基づいた「取組みの方向性」、「推進方策」、さらに「具体的な行動」、「達成目標」を打ち出しました。

なお、期間の中間にあたる平成29（2017）年度には、取組みの点検と見直しを行っています。

この章では、第4次プランの推進状況を「活動の柱」ごとに振り返ります。

評価にあたっては、「達成目標」ごとにAからDまでの評価指標を用いるとともに、今後の社会情勢等に照らしながら、5次プランにおける取組みの実施方針を立てました。

A 目標達成し、その効果も十分発揮された	C 概ね取り組めたが目標まで未到達で、引き続き達成に向けて取り組む
B 目標達成も、その定着・普及に向けて更なる取組みが必要	D 概ね取り組めたが目標まで未到達で、目標達成も困難な状況

「第4次ふくい地域福祉プラン21（平成27～令和元年度）」における取組みの体系図



【活動の柱】① 福祉力を育むまちづくり

地域で包み支え合う福祉社会の実現においては、地域ぐるみ福祉教育の啓発ツール（動画）の作成・周知や、子ども福祉委員の創設・普及、また国体ボランティア・関係者に対する障がい者の理解促進のための講習の実施等、一定の成果を残すことができました。

一方で、国が推進する地域共生社会の実現に向け、市町社協に対するより具体的な支援や協働による事業の展開という点では、今後も一層の取組み強化が求められています。

取組みの方向性	推進方策	具体的な行動	達成目標	最終評価	5次プランの実施方針
① 地域で包み支え合う福祉社会を実現する環境づくり	[01] 県民みんなが支え合うことができる環境づくり	1 県民の福祉・介護に対する理解を深める様々な講座を開催する。	県民対象の各種講座の開催実績の伸長 介護出前講座の新たな機関・分野への拡大	C	継続
		2 すべての人を包み支え合う地域の実現をめざし、地域で福祉意識を高める学びの機会をつくる。	地域ぐるみの福祉教育プログラムや啓発ツールの開発	C	継続
			子どもが関わる地域支え合い活動の創設と定着化	B	完了※1
			専門職ワーカー等の資質向上の場づくり	B	継続
	[02] 県民の福祉活動・ボランティア活動を後押しする仕組みづくり	3 多様な主体による地域福祉活動参加を促す調査・研究を進める。	調査・研究結果を踏まえた新たな支え合い活動の創設	B	改善
		1 県民が主役でボランティア活動に参加できる機会を提供する。	つながれボランティアの輪推進運動、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」等を契機にしたボランティア活動者（活動内容）の広がり	B	改善
			ボランティア活動者や活動の広域ネットワークづくり	C	改善
		2 市町社協・施設・NPO等関係機関との連携でボランティア活動情報の一元化を図る。	県内ボランティア情報を一元化する仕組みづくり	D	改善
② 社協のネットワーク機能を活かした地域福祉の推進	[03] 県民、民生委員、福祉委員等の多様な主体を巻き込んですすめる地域福祉の戦略づくり	1 市町社協と様々な関係者が関わっていく地域支え合い体制をつくる。	県内各地での新たな支え合い活動の広がり定着	B	改善
		2 福祉活動実践者や研究者、関係機関・団体と協働した調査・研究・提言活動を行う。	地域支え合い活動に関する研究成果・実践モデルの提示	B	改善
	[04] 市町社協との連携・協働による地域の福祉課題を解決するための仕組みづくり	1 市町社協との連携による地域福祉推進のための研究・提言活動を行う。	「社協による地域福祉推進研究会」成果を具現化した事業・運動の創設	B	継続
		2 市町社協が抱える課題を解決に導く後方支援を行う。	県内社協の課題を解決する場の体系化と戦略の立案	C	継続

※1 プログラムや啓発ツール開発は終了するが、福祉教育推進にかかる事業は継続して実施します。

【「最終評価」の指標および尺度】

A 目標達成し、その効果も十分発揮された	C 概ね取り組めたが目標まで未到達で、引き続き達成に向けて取り組む
B 目標達成も、その定着・普及に向けてさらなる取組みが必要	D 概ね取り組めたが目標まで未到達で、目標達成も困難な状況

【「5次プランの実施方針」の指標および尺度】

改善 これまでの取組み内容や実施方法をさらに良くするための見直しを図る
継続 これまでの取組み内容や実施方法を引き継ぐ
完了 所期の目標に到達したため、個別の取組みとして完了する

【活動の柱】②福祉力を支える人づくり

求人・求職者のニーズを踏まえた短期間就労（ちょこっと就労）の斡旋や若年層への福祉・介護職のイメージアップに向けた親子体験事業、福祉職の質の向上を図る研修の継続実施や事業所等への受講呼びかけなどにより、人材確保のための環境整備では概ね目標を達成できました。

しかし、介護職や保育職等の人材不足の状況は依然として加速しており、直接的・間接的に人材確保に貢献していく取組みは今後も必要です。

取組みの方向性	推進方策	具体的な行動	達成目標	最終評価	5次プランの実施方針
③ 福祉人材の確保・定着とスキルアップの支援	[05] 福祉・介護を支える福祉人材確保と定着のための支援の強化	1 若年層からシニア層まで幅広い人たちが福祉の仕事を選ぶよう福祉・介護職のイメージアップを図る。	求人・求職双方のニーズに即した働きかけを行うためのユニバーサル就労等の研究	B	継続
		2 福祉の仕事にやりがいを持ち、働き続けられるよう職場の環境整備を支援する。	若年層に対し、福祉職の重要性や魅力について説明会等の実施	B	継続
	[06] 福祉・介護を支える専門職の育成と資質の向上	1 福祉現場の課題解決に即した研修を企画・実施する。	専門員巡回相談やセミナー等による経営者への人材定着の意識定着	B	継続
		2 研修受講実績が少ない福祉サービス事業所に対し、人材育成のための働きかけを行う。	毎年、受講者が増えるための企画と周知の工夫	B	継続
		3 無資格者や経験年数の浅い人を対象にした研修の充実を図り、専門職としての知識・技術を持った福祉・介護職を育成する。	過去3年間受講実績がない事業所の減	B	継続
		4 福祉用具の活用や住宅改修等、在宅介護者の環境整備に関する知識を持つ福祉・介護職を育成する。	受講者アンケートによる研修内容習得度の向上	B	継続
④ 地域を支える地域福祉人材の発掘・養成と活動への支援	[07] 地域における多様な地域福祉人材の発掘・養成・活動への支援	1 身近な地域（小・中学校圏域）で福祉活動をけん引する地域福祉人材を発掘・養成する。	住民コミュニティワーカーを養成する体系的な仕組みづくり	C	完了※3
		2 身近な地域での地域の福祉課題を解決できる仕組みをつくる。	住民コミュニティワーカーの広域配置	C	完了※3
	[08] 元気高齢者（アクティブシニア）の社会参加の促進と生きがいづくり	1 元気高齢者（アクティブシニア）の地域活動への参加を促す学びの機会をつくる。	身近な地域単位で策定する「福祉活動計画」の普及	B	継続
		2 地域の福祉課題等に取り組む活動者・グループの活動促進を支援する。	身近な地域（小・中学校圏域）で相談受付、問題解決できる実践モデルの提示	B	改善
		1 元気高齢者（アクティブシニア）の地域活動への参加を促す学びの機会をつくる。	民間企業・団体等との連携による啓発セミナー等の実施	B	継続
		2 地域の福祉課題等に取り組む活動者・グループの活動促進を支援する。	アクティブシニア登録者・新規グループ数の増	C	継続
			元気高齢者（アクティブシニア）の役割と出番の創出	B	継続

※3 第4次プラン期間中、政策の見直しにより生活支援コーディネーター養成等に重点化され、県社協も講師を担うなど、育成にあたりました。

【「最終評価」の指標および尺度】

A 目標達成し、その効果も十分発揮された	C 概ね取り組めたが目標まで未到達で、引き続き達成に向けて取り組む
B 目標達成も、その定着・普及に向けてさらなる取組みが必要	D 概ね取り組めたが目標まで未到達で、目標達成も困難な状況

【「5次プランの実施方針」の指標および尺度】

改善 これまでの取組み内容や実施方法をさらに良くするための見直しを図る
継続 これまでの取組み内容や実施方法を引き継ぐ
完了 所期の目標に到達したため、個別の取組みとして完了する

【活動の柱】③福祉力を生かすシステムづくり

生活困窮者支援の一環で開始した緊急食糧支援事業の拡充や県内社会福祉法人の連携による地域公益活動（ふく福くらしサポート事業）の実施により、セーフティネットの一端を担うことに加え、社会福祉法人に対する活動支援や協働を具現化することができました。

しかし、福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会（ネットワーク）の基盤強化や、権利擁護が必要な人へのさらなる支援、法人の適正な経営・サービス向上を支援する第三者評価事業等の活性化といった課題については、引き続き取り組む必要があります。

取組みの方向性	推進方策	具体的な行動	達成目標	最終評価	5次プランの実施方針
⑤ 県民一人ひとりの自立した暮らしを守る新たなセーフティネット体制づくり	[09] 生活困窮者の自立支援体制づくり	1 地域における生活困窮者等へ相談・支援体制を強化する。	関係機関と生活困窮等の課題を共有・解決するためのネットワークづくり	B	改善
		2 生活困窮等に関わる各種事業の連携により利用者への適切な支援を行う。	生活困窮者等の支援に効果的な社会資源・サービスの開発	A	継続
	[10] 福祉サービス利用者の利益保護と権利擁護システムの機能強化	1 日常生活自立支援事業、社協の法人後見による権利擁護体制の強化を図る。	生活福祉資金と生活困窮者支援事業等を連動するしくみづくり	B	継続
		2 事業所段階における苦情解決機能(体制)の強化を図る	社協の法人貢献推進基盤の強化と普及	C	改善
			専門員・生活支援員等のスキルアップ研修の体系化	C	改善
			苦情解決体制上の「第三者委員」の未設置事業所の減	D	改善
⑥ 社会福祉法人の適正な経営と地域貢献活動を支える取組みの強化	[11] 社会福祉法人の地域貢献活動における連携・支援	1 市町において市町社協と社会福祉法人が協働する地域貢献活動について研究・開発を行う。	研究会設置、モデル事業等の実施	A	完了
		2 施設等種別協議会と連携し、地域貢献に係る具体的な取組みに関する情報を収集・発信する。	地域貢献セミナーの実施	B	改善
			社会福祉法人への県内外の地域貢献活動に関する情報の収集・発信	C	改善
			県民への取組みのPR	C	改善
	[12] 社会福祉法人・施設の適正な経営を行うための相談・支援体制の強化	1 福井県社会福祉法人経営者協議会と連携し、適正な法人・施設経営に必要な研修を企画・実施する。	研修プログラムの体系化	B	継続
		2 法人・施設が抱える経営課題を適宜適切に応えるための取組みを充実する。	受講者の増	B	継続
		3 福祉サービスの質の向上を支援する福祉サービス第三者評価の実施体制の強化及び質の向上を図る。	法人・施設への巡回訪問数及びホームページ閲覧数の増	B	継続
			福祉サービス第三者評価実施件数の増	C	改善
			質の高い評価実施に向けた適正な評価の方法及び手数料等の見直し	C	改善

【「最終評価」の指標および尺度】

A 目標達成し、その効果も十分発揮された	C 概ね取り組めたが目標まで未到達で、引き続き達成に向けて取り組む
B 目標達成も、その定着・普及に向けてさらなる取組みが必要	D 概ね取り組めたが目標まで未到達で、目標達成も困難な状況

【「5次プランの実施方針」の指標および尺度】

改善 これまでの取組み内容や実施方法をさらに良くするための見直しを図る
継続 これまでの取組み内容や実施方法を引き継ぐ
完了 所期の目標に到達したため、個別の取組みとして完了する

【活動の柱】④福祉力を動かす組織づくり

災害支援活動については、市町社協との災害ボランティアセンターの設置訓練や支援者養成、種別協との協定締結や訓練の実施等、県内福祉支援ネットワークの基盤強化に努めました。

一方で、民間財源の活用や自主財源の確保（収益事業の強化）という点では取組みの成果が具体化できておらず、今後もさらなる取組みが必要です。

取組みの方向性	推進方策	具体的な行動	達成目標	最終評価	5次プランの実施方針
⑦災害時に備えた危機管理体制の強化	[13]広域ネットワークを活かした災害時福祉救援体制の強化	1 市町社協と社会福祉法人（施設）との災害支援ネットワークを構築する。	災害ボランティアセンター連絡会の全市町への設置	C	改善
			市町単位での支援ネットワーク訓練の実施	C	改善
		2 災害時福祉救援活動の中核的な人材を養成する。	災害ボランティアセンター運営支援者養成研修の実施	B	改善
			社会福祉施設職員を対象とした防災マネージャー養成研修修了者の増	B	改善
	[14]災害時に対応できる福井県社協の危機管理体制の強化	1 災害時における福井県社協のリスクマネジメントの強化を図る。	災害時における事業継続計画(BCP)策定に向けた検討	B	改善
		2 災害時における県社会福祉センター(指定管理者:福井県社協)の機能強化を図る。	避難者・帰宅困難者支援のための災害用備蓄品の整備	C	改善
⑧地域福祉を総合的に推進する福井県社協の経営基盤の強化	[15]信頼される法人組織の体制強化	1 理事会・評議員会機能の充実と強化を図る。	福井県社協の会務運営等に関する情報の提供	B	改善
		2 多様な関係者の参画による会員組織づくりを図る。	福井県社協会員制度の見直し及び会員数の拡大	B	改善
		3 県社協による地域貢献活動を推進する。	地域貢献活動の具体的な取組内容の検討・実践	B	改善
		4 職員の資質・専門性向上を図る。	職員の役職に応じた研修、専門研修等外部研修への派遣	B	改善
		5 効率的・機能的な事務局体制を整備する。	事業の見直し及び統廃合と課所の再編	B	改善
			課所を超えた横断的な諸課題を解決する仕組みづくり	B	改善
	[16]適切な財務管理と財務体質の見直し	6 積極的な情報公開と県民等への情報発信機能の強化を図る。	各種広報媒体(広報紙、ホームページ) および福祉情報サロンの充実	C	改善
		1 多様な民間財源の活用と自主財源の確保を図る。	収益事業の強化	C	改善
		2 事務、予算の効率的かつ迅速な執行体制を確立する。	事務処理の標準化及び運営事務費のコスト削減	B	改善

【「最終評価」の指標および尺度】

A 目標達成し、その効果も十分発揮された	C 概ね取り組めたが目標まで未到達で、引き続き達成に向けて取り組む
B 目標達成も、その定着・普及に向けてさらなる取組みが必要	D 概ね取り組めたが目標まで未到達で、目標達成も困難な状況

【「5次プランの実施方針」の指標および尺度】

改善 これまでの取組み内容や実施方法をさらに良くするための見直しを図る
継続 これまでの取組み内容や実施方法を引き継ぐ
完了 所期の目標に到達したため、個別の取組みとして完了する

第5章 県社協がめざす姿、めざす方向性

1 計画の基本コンセプト

福井県社協としての基本理念および組織理念、組織スローガンは、第2次プランの策定時（平成18（2006）年度）に新たに掲げられ、第3次、第4次プランとこの内容を継承してきました。第5次プランにおいても、これらを基本コンセプトに位置づけています。

（1）基本理念：福井県社協がめざす福祉社会の姿

『誰もが 身近な地域で その人らしく 安心して暮らせる 福祉社会の実現』

私たちが実現をめざす福祉社会とは、誰もが人として尊重され、多様なつながりをつくり、互いに支え合いながら、いつまでも安心して暮らせる社会です。

（2）組織理念：福井県社協がめざす組織像

『私たちは あなたと語り合い ともに考え、歩みながら
笑顔あふれる 福井づくりに 全力を尽くします』

基本理念を実現するために、福井県社協が組織として大切にしていくこと、役職員一人ひとりが県民の皆さんと約束することが組織理念です。

私たちは、県民との語らいの中から、「ふくし」の価値を共有し、協議と協働により、笑顔（しあわせ）があふれる地域づくりに努めます。

（3）組織スローガン：理念を共有するための県民の皆さんとの合言葉

『つないでキラリ☆まち・ひと・えがお。』



福井県社協が、県民の皆さんと一緒に活動を進めていくときに、私たちの理念を端的に表現したもの、共感していただくための合言葉が組織スローガンです。

私たちが県民の皆さんと共有したいことは、『つながり』の力で「まち」や「ひと」が「えがお」でキラリと輝くことです。そして、『つながる』ことの楽しさや可能性を感じてもらうことです。

2 第5次プランにおける基本目標

第5次プランでは、今日の地域福祉を取り巻く状況の変化と本県の福祉基盤・社会資源の現状、国や県の福祉施策の動向を踏まえ、4つの基本目標を設定しました。

基本目標(1) 社会的孤立を生まない地域づくり

今日深刻化している福祉課題の背景には、課題を抱えた世帯や当事者が社会的に孤立していることが影響していると言えます。

無関心をなくすための福祉教育や意識啓発、地域住民が「我が事」として地域の課題に目を向け、主体的に関わることができるまちづくりに取り組みます。

基本目標(2) 地域と福祉を支える担い手づくり

幅広い層に福祉職場の魅力を発信し、福祉を支える人材の発掘や確保、採用に向けた支援を行います。福祉職場の環境改善の支援等により職員の定着に努めます。

また、地域包括支援体制を念頭に、福祉人材の資質向上を図ります。

基本目標(3) 制度の狭間を生まない包括的支援体制づくり

多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するために、従来の課題解決に向けた支援に加え、つながり続けることをめざす支援のための仕組みづくり、制度の狭間を生まない包括的支援体制に向けたシステムづくりに取り組みます。

基本目標(4) 新たな課題に取り組む組織・ネットワークづくり

新たな課題へのチャレンジを継続していくための組織体制づくりやネットワークの創出に取り組みます。

3 第5次プラン推進期間における方向性の体系図

第2章から第4章を前提とする、地域の福祉課題と福祉政策を踏まえた第5次プラン推進期間における方向性の体系図を次頁に示します。

地域の福祉課題と福祉政策を踏まえた第5次プラン推進期間における方向性

県社協がめざす姿

【基本理念】

～福井県社協がめざす福祉社会の姿～

『誰もが 身近な地域で その人らしく 安心して暮らせる 福祉社会の実現』

【組織理念】

～福井県社協がめざす組織像～

『私たちは あなたと語り合い ともに考え、歩みながら 笑顔あふれる 福井づくりに 全力を尽くします』

【組織スローガン】

～理念を共有するための県民の皆さんとの合言葉～

『つないでキラリ☆まち・ひと・えがお。』



第1次プラン（平成14～平成18年度）

第2次プラン（平成19～平成21年度）

第3次プラン（平成22～平成26年度）

第4次プラン（平成27～令和元年度）

県社協第5次プラン

令和2～6年度
までの5年間

1 少子高齢社会、人口減少社会
2 世帯構成の変化

家庭介護をめぐる問題

子どもの貧困・貧困の連鎖

ひきこもり、8050問題

3 産業を支える人材不足、
人材の多様化

4 自然災害の大規模・広域化

5 地域支え合い機能の低下

国の政策・制度

地域共生社会の実現

4つの基本目標

社会的孤立を
生まない地域づくり

地域と福祉を支える
担い手づくり

制度の狭間を生まない
包括的支援体制づくり

新たな課題に取り組む
組織・ネットワークづくり

4つの基本目標を横断し
総合的にすすめる5つのチャレンジ

- ① 子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取組み強化
- ② ひきこもり・8050問題への理解促進と支援の輪づくり
- ③ 福祉・介護で働く在日外国人への支援
- ④ 企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進
- ⑤ 災害時福祉救援体制の強化

4 第5次プラン 5つのチャレンジ

第5次プラン期間中に県社協として重点的に取り組むべき地域福祉課題を検討するために、令和元年6月、県社協全職員に対しアンケートを実施しました。(35 ページ参照)

アンケートの中で、「県社協として今後チャレンジすべきと考える課題」としてあげられたもののうち、これまでの取り組みが必ずしも十分と言えなかったものや社会情勢を踏まえ、今後の対応がますます重要になる事項について、第5次プランとして県社協が重点的に取り組む項目「5つのチャレンジ」として設定しました。

第5次プラン 5つのチャレンジ



- ① 子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取り組み強化
- ② ひきこもり・8050問題への理解促進と支援の輪づくり
- ③ 福祉・介護で働く在日外国人への支援
- ④ 企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進
- ⑤ 災害時福祉救援体制の強化

5つのチャレンジにどのように取り組んでいくかを、第5次プランにおける「4つの基本目標」(19 ページ参照)に照らし合わせて検討しました。

4つの基本目標

- (1) 社会的孤立を生まない地域づくり
- (2) 地域と福祉を支える担い手づくり
- (3) 制度の狭間を生まない包括的支援体制づくり
- (4) 新たな課題に取り組む組織・ネットワークづくり

以下に、各課題の現状と計画期間中の取り組みの方向性を記載しています。



【子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取り組み強化】

【基本目標(1)】を踏まえたチャレンジ

- ◆ 住民主体による「みんなの居場所」づくりをすすめます

セミナーや講座等の開催、助成金等の活用により、子ども食堂や地域食堂に代表される「みんなの居場所・地域の居場所」づくりが住民主体ですすめられるような支援を行います。

また、こうした居場所づくりに主体的に関わっていく幅広い世代のボランティアの育成にも引き続き取り組みます。

〔第6章 推進方策1, 2〕

【基本目標(3),(4)】を踏まえたチャレンジ

◆ 子どもの居場所の立ち上げ支援や情報発信をします

各種の情報発信や講座の実施等を通じて、子どもや親が安心して過ごせる子ども食堂や子どもの居場所の地域における立ち上げや拡充に向けた支援を行います。

また、住民主体の取組みが拡大する一方で、関連の情報が実施する団体やニーズを抱える人に伝わりにくいといった課題もあります。そこで県内各地の子ども食堂や子どもの居場所等についての情報を発信していきます。

〔第6章 推進方策8, 15〕



【ひきこもり・8050問題への理解促進と支援の輪づくり】

【基本目標(1)】を踏まえたチャレンジ

◆ ひきこもりの状態にある人等への社会的理解をすすめます

認知症は、かつては「何もわからなくなった人」などと疎んじられ、不当な扱いを受けることもありました。未だ十分とは言えないまでも各種の取組みによって社会的な理解がすすんできています。ひきこもりや8050問題に関しては、その実態も含め、支援の手立てが体系的に整理されていません。まずはどのような状態にある人なのかを正しく理解し、社会に受け入れられるような取組みから始めることが重要です。

そこで、本会ではひきこもりや8050世帯などの当事者への社会的理解の促進を図る事業に積極的に取り組みます。

〔第6章 推進方策4〕

【基本目標(3)】を踏まえたチャレンジ

◆ 支援者の育成・資質向上に努めます

地域共生社会の実現に向けて「断らない相談支援体制」が求められていますが、ひきこもりや8050問題等、これまで直接的な相談・支援機関がなかったこれらの問題においては、まさに「断らない相談支援体制」の実現が求められています。そのためには、相談員の育成・資質向上、支援者同士の連携が重要となります。

本会は、従来福祉従事者の資質向上に取り組んでいます。これらの課題に向き合うため、制度の狭間や複合的課題に対応できる相談員等の育成に取り組みます。あわせて、各種団体と連携し、支援者同士のつながりづくりや、サロンなど居場所となり得る場所の情報発信に努めます。

[☞ 第6章 推進方策8]

【基本目標(4)】を踏まえたチャレンジ

◆ 関係機関との連携に努めます

内閣府による調査では、40歳～64歳までのひきこもり状態にある人が全国で61.3万人（平成30年12月調査）と推計されていますが（5ページ参照）、本県における実態は明らかになっていません。関係機関と情報を共有し、連携に努めるなどにより、実態把握につながる取組を検討します。

[☞ 第6章 推進方策14]



【福祉・介護で働く在日外国人への支援】

【基本目標(1), (2)】を踏まえたチャレンジ

◆ 介護業務に従事する在日外国人や介護サービス事業所を支援します

本県でも増加傾向にある在日外国人については、日常生活の中で、地域生活でのルールを知らないことによる摩擦が生じている実態も浮かんでいます。

同じ地域で暮らす在日外国人について知り、相互に理解を深める機会をつくることで、コミュニケーションが円滑になり地域の一員として役割や出番を持って活躍できる社会をめざします。

また、介護業務に従事する在日外国人が増加していることについても、県民の理解の促進を図るとともに、在日外国人を雇用する介護サービス事業所等に対して必要な支援を図っていきます。

〔第6章 推進方策4, 5〕

【基本目標(2), (3), (4)】を踏まえたチャレンジ

◆ 在日外国人に対する就職支援、経済的支援をします

県社協の福祉人材センター、保育人材センターでは、福祉・介護分野の職業紹介を行っています。国籍を問わず就職に向けた支援を引き続き行います。また、従来の介護福祉士修学資金や生活福祉資金等の貸付を通じた経済的支援も行います。

加えて、助成金の交付や各種情報の提供等により、在日外国人の方が安心して地域の一員として生活できるよう、支援団体に対する支援も行っていきます。

〔第6章 推進方策5, 8, 15〕



【企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進】

【基本目標(1)】を踏まえたチャレンジ

◆ 障がいのある人への社会的理解をすすめます

障がいの有無によらず地域や福祉を支える担い手が育つ社会にしていくためには、まずは「障がい」の理解を図ることが重要です。「福井県企業等ボランティア社会貢献連絡会」等との連携で障がい理解をすすめ、障がい者の雇用や社会参加が促進されるための取り組みを行います。

〔第6章 推進方策2, 4〕

【基本目標(2), (3), (4)】を踏まえたチャレンジ

◆ 社会福祉法人による障がい者の雇用や社会参加をすすめます

社会福祉法人が率先して障がい者の雇用支援に取り組めるよう、先行する事例からノウハウを学ぶ機会を作ります。これにより、障がいの有無によらず、地域と福祉を支える担い手の増加が期待されるだけでなく、障がい当事者にとっては、生活の安定

や自立、社会参加が促進されることにつながります。

また、障がい者支援団体がすすめる社会参加促進に向けた取組みについても、その充実に向けた支援を行っていきます。

〔第6章 推進方策 5, 11, 15〕

【基本目標(4)】を踏まえたチャレンジ

◆ 職場体験機会を提供します

障がい者の就労においては、個別性の高い援助や、職場に慣れ定着していくための訓練が必要です。県社協では、これまでの「ふくい若者サポートステーション」の職業体験受け入れの実績を踏まえ、今後も各種の職場体験等の機会を提供するなどの支援を行います。

〔第6章 推進方策 16〕



【災害時福祉救援体制の強化】

【基本目標(1)】を踏まえたチャレンジ

◆ 災害時にも助け合えるまちづくりに取り組みます

「平成30年豪雪」は記憶に新しいところですが、毎年、地震や豪雨など、県内外で自然災害が頻発していることから、常に災害に対する準備（防災・減災対策）が必要です。

災害時にも支え合える地域であるためには、日ごろから地域に暮らす人たちが様々な関わりを通じて、地域で起こる課題の解決に向けて共に行動していくようなまちづくりが必要です。

県民、民生委員児童委員や福祉委員、NPOやボランティア団体等、多様な主体とつながりながら地域づくりや地域をつくる人づくりに引き続き取り組みます。

また、地域での見守り活動の強化のほか、防災をテーマにした福祉教育の推進にも取り組みます。

〔第6章 推進方策 1, 2, 3〕

【基本目標(3)】を踏まえたチャレンジ

◆ 災害時の福祉支援体制を整えます

福祉・介護サービスは、利用者にとっては大切なライフラインの一つであり、災害時に途切れることがあってはならないものです。毎年のように起きる災害にも対応できるよう、災害時福祉支援ネットワークの構築とその強化に向けて関係機関との協働をすすめます。

また、災害時の福祉支援に関わる各種の協定に基づき、県内外の社協間や関係機関とのネットワークを活かし、福祉支援活動の基盤強化にも引き続き取り組みます。

あわせて、災害支援に向けた研修・訓練等を通じた人材育成も図っていきます。

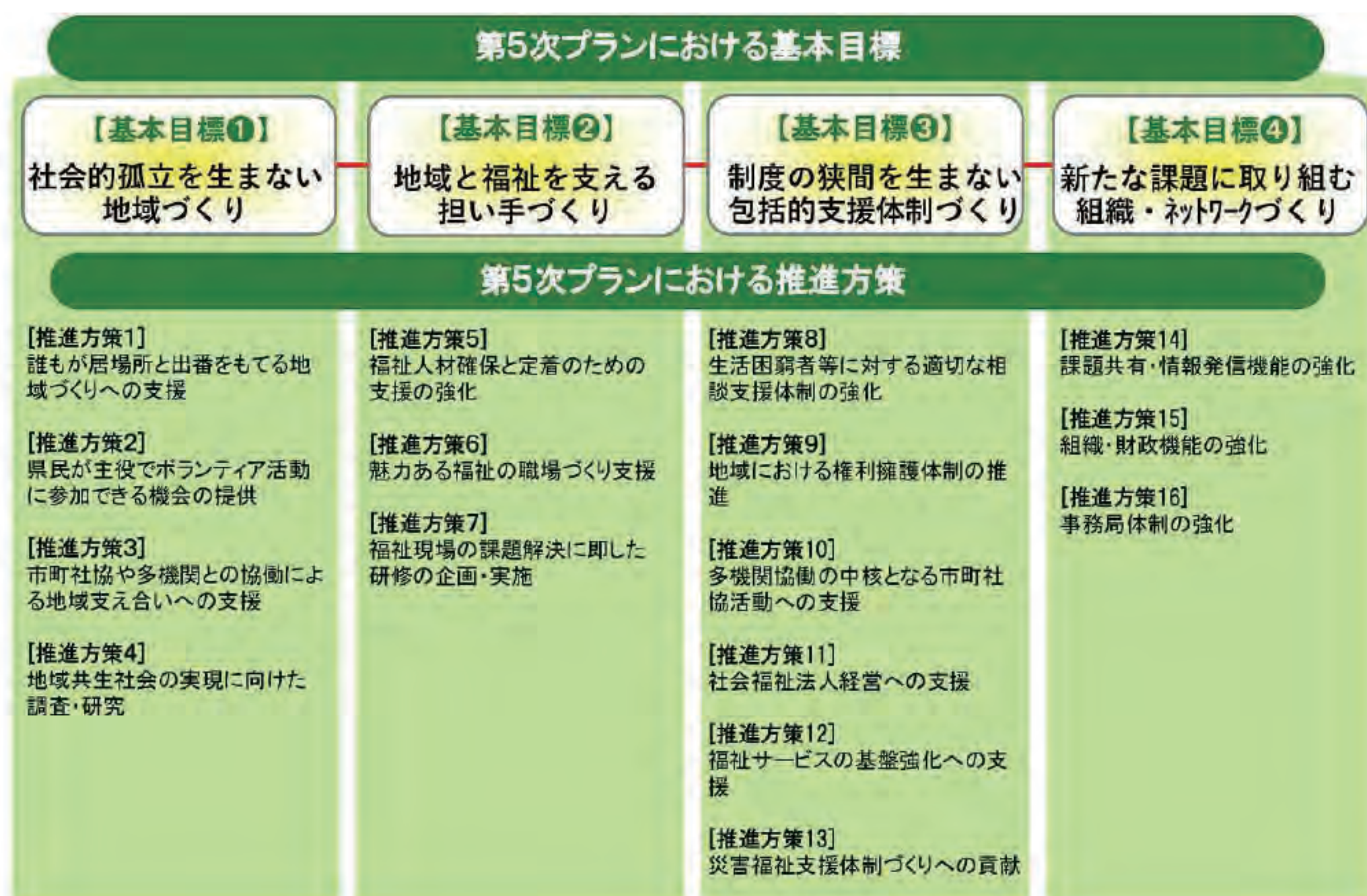
[☞ 第6章 推進方策 13]

〔災害福祉支援に向けた各協定〕		
東海北陸ブロック県市社協災害応援に関する協定	東海北陸6県社協および名古屋市社協	平成10年6月
災害時における社協ネットワークによる相互支援協定	市町社協・県社協	平成18年8月
社会福祉施設種別協議会相互間の災害時応援協定	種別協議会5団体・県社協	平成26年3月
災害時における福祉・ボランティア活動支援に関する相互連携協定	ライオンズクラブ国際協会334-D地区・県社協	令和元年9月

第6章 「第5次ふくい地域福祉プラン 21」の推進方策

この章では、第5次プラン推進期間中に到達すべき地点を具体的に明示し、付随する事業を整理しています。

この整理にあたっては、第4章の「第4次プランの総括と達成状況評価」、第5章の「計画の基本コンセプト」および「第5次プラン 5つのチャレンジ」を踏まえた16の推進方策を、4つの基本目標に基づいて設定しています。



また、推進方策ごとに達成目標を設定し、それらを達成するための取組みや事業を示しました。

あわせて、4つの基本目標を横断して取り組む「5つのチャレンジ」についても、該当する推進方策との整合を図っています。

基本目標① 社会的孤立を生まない地域づくり

推進方策	達成目標	取り組む事業
1 誰もが居場所と出番をもてる地域づくりへの支援  チャレンジ① 子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取組み強化  チャレンジ⑤ 災害時福祉救援体制の強化	子どもを真ん中においた地域支え合い活動の推進	・子ども未来支援事業等 ・子どもを中心に地域で取り組む福祉教育推進事業
	シニア層の地域社会活動への意識向上	・ふくい健康長寿祭 ・ラジオ放送講座 ・福悠人発行 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック) ・アクティブシニアの養成、登録 ・シニアリーダー養成講座 ・地域活動デビュー講演会
	地域における介護への意識醸成	・介護出前講座
2 県民が主役でボランティア活動に参加できる機会の提供  チャレンジ① 子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取組み強化  チャレンジ④ 企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進  チャレンジ⑤ 災害時福祉救援体制の強化	ボランティア活動者の広がり	・つながれボランティアの輪推進運動 ・サマーボランティア体験事業 ・県内市町社協との協働によるボランティア普及啓発事業 ・つながりの輪づくり推進支援事業 ・福井県まごころ基金助成事業 ・各種助成情報の広報 ・ボランティアに関わる情報の収集・発信 ・各関係機関との連携(福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(F・パネット)、福井県災害ボランティアセンター連絡会、ふくい県民活動・ボランティアセンター等)

推進方策	達成目標	取り組む事業
3 市町社協や多機関との協働による地域支え合いへの支援  チャレンジ⑤ 災害時福祉救援体制の強化	世代を超えた幅広い支え合い活動の広がり と 定着	・子どもを中心に地域で取り組む福祉教育推進事業 ・市町社協ボランティアセンター会議 ・福井県災害ボランティアセンター連絡会との連携 ・福井県民生委員児童委員協議会の支援および民生委員・児童委員活動との連携
4 地域共生社会の実現に向けた調査・研究  チャレンジ② ひきこもり・8050問題への理解促進と支援の輪づくり  チャレンジ③ 福祉・介護で働く在日外国人への支援  チャレンジ④ 企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進	新たな生活課題を明確化、対応策の提案	・社協による地域福祉推進研究会の設置運営 ・新たな生活課題への理解促進に向けたセミナー等

基本目標② 地域と福祉を支える担い手づくり

推進方策	達成目標	取り組む事業
5 福祉人材確保と定着のための支援の強化  チャレンジ③ 福祉・介護で働く 在日外国人への支援  チャレンジ④ 企業や社会福祉法人と 連携してすすめる 障がい者の社会参加促進	福祉ニーズに対応できる 多様な人材の確保および 定着	・福祉人材センター・嶺南福祉人材バンク事業 ・保育人材センター設置運営事業 ・介護人材確保定着総合推進事業 ・教員免許介護等体験事業 ・介護支援専門員実務研修受講試験 ・介護従事者への研修の実施（介護実習・普及センター） ・介護福祉士等修学資金貸付事業 ・保育士修学資金等貸付事業
	若年層に対する福祉職の 魅力発信とイメージアップ	・学校等訪問・介護職場体験事業 ・教員免許介護等体験事業 ・介護人材確保定着総合推進事業
6 魅力ある福祉の職場づくり支援	福祉職員の生涯を通じた 就業意欲の増進	・民間社会福祉施設職員退職共済事業 ・福利厚生センター事業
7 福祉現場の課題解決に即した研修の企画・実施	質の高い知識・技術を持つ 福祉職の育成と定着率の 向上	・福祉職員専門課題別研修事業 ・福祉職員業種・職種別研修事業 ・介護支援専門員養成研修事業 ・認知症介護実践者研修事業 ・保育士等キャリアアップ研修事業 ・キャリアパス対応福祉職員生涯研修 ・定着支援研修事業
	研修管理システムの構築	・研修受講申込・管理手続きのシステムづくり ・生涯にわたっての研修履歴の仕組みづくり

基本目標③ 制度の狭間を生まない包括的支援体制づくり

推進方策	達成目標	取り組む事業
8 生活困窮者等に対する適切な相談支援体制の強化  チャレンジ① 子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取組み強化  チャレンジ② ひきこもり・8050問題への理解促進と支援の輪づくり  チャレンジ③ 福祉・介護で働く在日外国人への支援	生活困窮者等の自立	・生活福祉資金貸付事業 ・福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会による生活困窮者支援事業 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 ・児童養護施設退所後の生活支援に関する助成 ・緊急食糧支援事業 ・子ども支援関係者間のネットワークづくり
	包括的支援体制に向けた従事者の資質向上	・住民に求められる包括的支援体制の構築をめざすセミナー ・包括的な相談支援対応力向上研修 ・社協ワーカー養成研修
9 地域における権利擁護体制の推進	社協による権利擁護体制の強化	・日常生活自立支援事業 ・市町社協設置の法人後見センター等への支援
	成年後見制度の理解促進、普及啓発	・成年後見講座
	高齢者の生活、権利の擁護	・高齢者権利擁護推進事業

推進方策	達成目標	取り組む事業
10 多機関協働の中核となる 市町社協活動への支援	市町社協事業活動の充実	・市町社協会長会の運営支援 ・市町社協トップセミナー ・市町社協事務局長会議 ・地域福祉担当者会議 ・社協ワーカー養成研修 ・市町社協個別訪問 ・市町社協の要請に基づく各種研修会・講座等での啓発、指導・助言等 ・市町社協に関する基礎データ、課題等に関する情報の収集・分析の強化 ・市町社協が策定する各種計画・ビジョンづくり等への技術的支援
11 社会福祉法人経営への支援  チャレンジ④ 企業や社会福祉法人と 連携してすすめる 障がい者の社会参加促進	社会的に評価される社会福祉法人の経営基盤の強化	・社会福祉施設経営指導事業 ・社会福祉法人経営者協議会の運営支援 ・社会福祉法人連携推進協議会の運営支援 ・地域ネットワーク／縁側づくりモデル事業、障がい者就業支援 ・社会福祉法人による地域における公益的な取組の広報啓発
12 福祉サービスの基盤強化 への支援	利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上	・保育部会、種別組織活動支援事業等 ・各種協議会の運営支援 ・福祉サービス第三者評価事業 ・地域密着型サービス外部評価事業 ・情報公表センター運営事業、調査機関運営事業、調査員養成事業 ・訪問調査、苦情解決体制調査 ・福祉サービス利用援助事業の運営監視、苦情受付
13 災害福祉支援体制づくり への貢献  チャレンジ⑤ 災害時福祉救援体制 の強化	専門性とネットワークを土台にした災害支援活動の強化	・災害被災地での支援活動 ・各種協定に基づく災害訓練 ・防災マネジャー等研修 ・ライオンズクラブとの災害時相互連携協定の管理と災害時の連携 ・県内の災害福祉支援活動・災害ボランティア活動ネットワークへの参画 ・県内の災害ボランティア活動ネットワークとの連携 ・福井県社協 BCP の管理 ・福井県社会福祉センター指定管理、災害備蓄品の計画整備

基本目標④ 新たな課題に取り組む組織・ネットワークづくり

推進方策	達成目標	取り組む事業
14 課題共有・情報発信機能の強化  チャレンジ② ひきこもり・8050問題への理解促進と支援の輪づくり	効果的でインパクトのある情報発信力の獲得	・福井県社協ホームページの運営管理 ・ふくい社会福祉発行、福悠人発行等 ・広報力(ブランディング)セミナー ・SNS 等新たな情報収集・発信システムの構築に向けた検討
	福祉課題の集約と提言等によるソーシャルアクション機能の発揮	・福井県社会福祉センター指定管理(総合相談)、交流サロン開設 ・調査研究・企画戦略機能の強化 ・ふく福暮らしサポート、縁側づくりモデルを踏まえたプログラム開発
15 組織・財政機能の強化  チャレンジ① 子どもの貧困・貧困の連鎖をなくすための取組み強化  チャレンジ③ 福祉・介護で働く在日外国人への支援  チャレンジ④ 企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進	会員制度、役員会・評議員会機能の充実	・アクションレポート(仮称)等の配信 ・会員制度の拡充、新会員区分の創設
	安定的・持続的な財政基盤の強化	・経営分析講座(外部講師)等による職場研修 ・会費の増収と新たな財源づくりに向けた多分野多機関との協働 ・基金・積立金の適正管理と持続可能な計画的運用
16 事務局体制の強化  チャレンジ④ 企業や社会福祉法人と連携してすすめる障がい者の社会参加促進	PDCAサイクルに基づく事業の管理体制の強化	・第5次ふくい地域福祉プラン21の進行管理 ・職員の専門性と柔軟性を活かす機能的な事務局体制づくり(改編) ・人事考課システムの導入に向けた情報収集と検討 ・職場研修(キャリアパス体系)の進行管理
	やりがいと愛着を感じられる職場環境の実現	・福利厚生企画の拡充、残業時間縮減、副業の基準づくり ・勤務時間の客観管理、安全衛生徹底、・休暇取得管理等の推進 ・職員による職場環境改善提案の推進

關係資料

関係資料1 事務局職員へのアンケート 実施内容・集計結果・分析

1 アンケートの実施

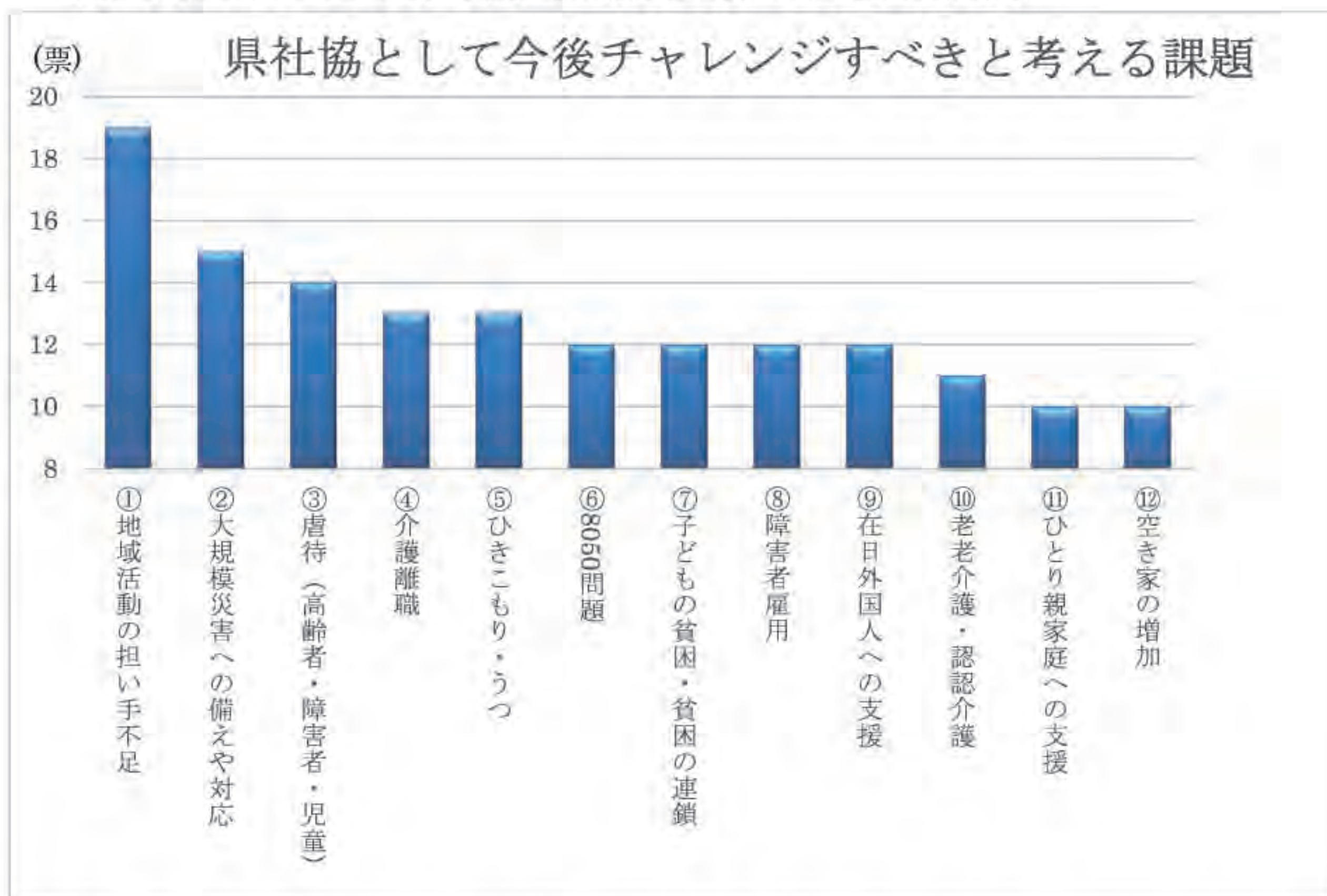
近年の地域福祉を取り巻く状況や福祉施策の動向を踏まえ、第5次プラン期間中に県社協として新たに挑戦（チャレンジ）すべき地域福祉課題を検討するために、県社協事務局のすべての職員に対しアンケートを実施しました。

【調査概要】

調査時期 令和元年6月
対 象 県社協事務局全職員 46人
回 答 数 46（回答率100%）
調査方法 ・記名式
・「県社協として今後チャレンジすべきと考える課題」について、選択式および一部記入式、1人につき最大5課題までを選択

2 アンケート集計結果および分析

集計結果は下記のとおりです。（10票以上あがった課題を掲載）



①、②、④、⑦など、第4次プランまでに既に取り組んでいる課題（かつさらに取り組みが必要と感じている課題）がある一方、⑤、⑥、⑧、⑨など、これまで取り組みが十分でなかった課題もあげられています。

今回の結果を基本に、「第5次プラン 5つのチャレンジ」（第5章）を検討、設定しました。

関係資料2 第5次プランの策定経過

月日	プロジェクトチームでの協議	局内・理事会等での協議
4/17	プロジェクトチームの発足	
5/9	第1回会議 1 リーダー・サブリーダーの選任 2 策定工程と会議スケジュールの確認 3 オブザーバーの出席依頼の時期 4 第4次プランの振り返りについて ・4次プランの評価様式、県社協として取り組むべき課題の抽出方法について検討	
5/27	第2回会議 1 第4次プラン達成状況評価様式について 2 県社協として取り組むべき新たな課題の抽出について ・職員に対する課題意識アンケートから県社協としての「チャレンジ・テーマ」を抽出するための様式の検討	→6/3 局内課長会議において①各課の第4次プラン達成状況評価の実施、②各職員へのアンケートの実施を依頼
6/17	第3回会議 1 県社協として取り組むべき新たな課題の抽出について ①職員に対する課題意識アンケートの集計結果 ②「チャレンジ・テーマ」における県社協の取組状況の確認 ③「チャレンジ・テーマ」の絞り込みと県内における現状、取組実態把握のための役割の分担	←6/10 職員アンケートの提出 →メンバーによるデータ・資料収集、関係機関への照会
7/1	第4回会議 1 「チャレンジ・テーマ」に関する県内の現状、取組実態の把握について ①「ひきこもり・8050問題」 ②「障がい者雇用」 ③「子どもの貧困・貧困の連鎖」	
7/16	第5回会議 1 （前回に引き続き）「チャレンジ・テーマ」に関する県内の現状、取組実態の把握について ④「在日外国人支援」 2 第4次プラン達成状況評価結果の総括について 3 公益・収益事業案の整理・検討について	←7月上旬 各課の達成状況評価結果の提出
8/2	第6回会議 1 第4次プラン達成状況評価結果の総括について 2 公益・収益事業案の整理・検討について 3 第5次プランの骨子（案）について	

月日	プロジェクトチームでの協議	局内・理事会等での協議
9/3	第7回会議（オブザーバーとの意見交換） 1 「ふくい地域福祉プラン21」について 2 第5次プランの策定に向けたこれまでの動き 3 職員アンケートについて 4 第4次プランの目標達成状況の評価 5 第5次プランの骨子（案）のポイントについて 6 意見交換	（オブザーバーへの出席依頼） 
10/8	プロジェクトAチーム&Bチーム合同会議 ・両チームの進捗状況の確認と今後の進め方のすり合わせ	
10/16	第8回会議 1 第5次プランの具体的推進方策と達成目標の設定について 2 第5次プランの骨子（案）の肉付け作業について	
10/28	第9回会議 1 第5次プランの骨子（案）の肉付け作業について 2 第5次プランの具体的推進方策と達成目標の設定について	
11/1	第5次プラン素案の作成	
11/5	プラン21改定プロジェクト中間報告会（専務、事務局長、事務局次長、課長・所長対象） 1 A・B両チームからの作業進捗報告 2 意見交換	→各課への第5次プランの推進方策と達成目標の設定作業について依頼
11/12	第10回会議 1 中間報告会の結果報告 2 第5次プランの素案の修正について 3 第5次プランの具体的推進方策と達成目標の設定について	←11月下旬 各課から第5次プランの推進方策と達成目標、事業・取組の報告
12/5	第11回会議 1 第5次プランの初稿の修正について 2 第5次プランの具体的推進方策と達成目標の設定について	
12/13	第12回会議 1 第5次プランの修正原稿の確認について 2 第5次プランの具体的推進方策と達成目標の設定について 3 新規事業アイデアの整理について	

月日	プロジェクトチームでの協議	局内・理事会等での協議
1/7	第13回会議 1 第5次プランの推進方策と達成目標の設定について 2 第5次プラン全体の確認・文言修正について 3 次回会議の持ち方について	
1/15	第14回会議（オブザーバー・県担当課との意見交換） 1 「ふくい地域福祉プラン21」について 2 第5次プランの策定に向けたこれまでの動き 3 前回意見の振り返り 4 第5次プランの内容説明について 5 意見交換	（オブザーバー・県担当課への出席依頼） 
1/24	プラン21改定プロジェクト報告会（専務、事務局長、事務局次長、課長・所長対象） 1 第5次プラン（案）について説明 2 意見交換	
2/3		理事会 ・第5次プラン（素案）について説明、意見集約
2/3～ 2/13		役員からの意見集約
2/14		市町社協事務局長会議 ・第5次プラン（素案）について説明、意見集約
2/14～ 2/24	パブリックコメントの実施	
2/25	第5次プラン（最終案）の調整	
2/26		正副会長会議 ・第5次プラン（最終案）について説明
3/9		理事会 ・第5次プラン案の承認
3/16		評議員会 ・第5次プラン案の承認

第5次ふくい地域福祉プラン 21

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

発 行 令和2年3月

発行者 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

〒910-8516 福井県福井市光陽2丁目3-22

TEL 0776-24-2339 FAX 0776-24-8941



令和2年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために


 ホームページでも内容を紹介しています
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
-----------------	---	---

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

① 施設職員の労災上乗せ補償

● オプション: 使用者賠償責任補償

② 施設職員の傷害事故補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

④ 雇用慣行賠償補償 NEW



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶ 保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

